

下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が管理する下水道取付管、水路及び道路側溝等において、緊急工事の必要が生じた場合に、迅速に復旧することを目的として、あらかじめ修繕工事を行うことができる者を下水道取付管等緊急修繕工事業者として登録するために必要な事項を定めるものである。

(緊急修繕工事)

第2条 この要綱における「緊急修繕工事」とは、下水の流水に支障となっている原因を解消し、又は当該支障による二次的な被害を回避するため緊急に行う下水道取付管等緊急修繕工事をいう。

2 緊急修繕工事の種類及び概要は、別表1に示すとおりとする。

(登録要件)

第3条 下水道取付管等緊急修繕工事業者としての登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 現に京都市上下水道局(以下「局」という。)取付管新設工事等に係る工事請負契約の参加資格者に関する要綱に規定する請負契約資格者であり、6年以上継続して当該資格を有している者であること。
- (2) 京都市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (3) 第6条第1項に規定する下水道取付管等緊急修繕工事業者登録申請書を局に提出する日の属する年度の前年度及び前々年度において、本市と契約し、施工した取付管新設工事、取付管布設替工事、取付管修繕工事、雨水ます新設工事及び小規模工事の施工実績が合計20件以上あること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税を賦課されている者にあつては、その滞納がないこと。
- (5) 本市の市民税及び固定資産税を賦課されている者にあつては、その滞納がないこと。
- (6) 本市の水道料金又は下水道使用料の納入義務を負う者にあつては、その滞納がないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規程する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 京都市上下水道局緊急修繕工事業者登録の希望者募集要綱に規定する緊急工事業者として登録していないこと。
- (9) 当局が緊急修繕工事を発注した場合には、特別な理由がない限り受注し、受注後は直ちに着工できるよう、年間を通じて、終日の連絡体制及び施工体制が構築できること。

(技術的要件)

第4条 申請者は、次に掲げる技術的要件を全て満たさなければならない。

- (1) 主任技術者を常用労働者として専任で雇用していること。
- (2) 緊急修繕工事の施工に当たっては、土止め支保工作業主任者、地山の掘削作業主任者又は1級若しくは2級土木施工管理技士のいずれかの資格を有している者を従事させること。
- (3) 緊急修繕工事の施工に必要な資機材及び安全対策等の施設を速やかに配備

できること。

- (4) 緊急修繕工事の施工中は、必要な交通整理員を適正に配置できること。
- (5) 近隣住民等への周知に当たっては、周知の方法、範囲及び時期等を局と迅速に協議し実施できること。
- (6) 緊急修繕工事の施工に当たっては、事前に施工方法等を局と迅速に協議し実施できること。
- (7) 局の指示に従うとともに、現場の状況に応じて迅速かつ適切に対応することができること。

(募集)

第5条 管理者が行う登録の募集は、2年ごとに行う。

- 2 募集についての詳細は、登録期間の初日の概ね2箇月前に総務部契約会計課及び下水道部管理課において掲示するとともに、局のホームページにおいて公表する。

(提出図書類)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 下水道取付管等緊急修繕工事業者登録申請書(様式1)
- (2) 下水道取付管等緊急修繕工事業者緊急連絡表(様式2)
- (3) 下水道取付管等工事施工実績(様式3)
- (4) その他管理者が必要と認めるもの

(登録)

第7条 管理者は、次に掲げるところにより、登録を行うものとする。

- (1) 登録期間は、募集を行う翌年度の4月1日から2年間とする。
- (2) 登録は、別表2に示すブロックごとに行う。
- (3) 管理者は、登録することを決定した業者(以下「登録業者」という。)を総務部契約会計課及び下水道部管理課において掲示する

(登録期間の対応)

第8条 登録業者は、登録期間において第3条第9号に規定する終日の連絡体制を整備し、緊急修繕工事発生時の対応に備えなければならない。ただし、管理者は、これに要する経費の負担はしない。

(契約)

第9条 登録業者との契約は、京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドラインに基づき随意契約とする。

- 2 随意契約の工期開始は、緊急修繕工事を依頼した日とする。

(登録要件及び技術的要件が欠格したときの届出)

第10条 登録業者が、第3条各号及び第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、遅滞なく書面で届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 管理者は、前条の届出を受けたときは登録を取り消すものとする。

- 2 管理者は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す

ことがある。

- (1) 下水道に関する法令、条例若しくは規程又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により申請をしたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不適當と認めるとき。

(適用除外)

第12条 管理者は、工法又は工事の施工等に特段の事由が生じたときは、別表2に規定するブロック以外のブロックの登録業者に緊急修繕工事を施工させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めがない事項については、京都市上下水道局契約規程及び関係法令によるほか、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表 1（第 2 条関係）

工 事 の 種 類		工事の概要
ア 取付管維持工事	取付管布設替工事	取付管閉塞等のため取付管の全部を取り替える工事
	取付管修繕工事	取付管閉塞等のため取付管の部分的な取替えをする工事
イ 小規模工事	雨水ます修繕工事	雨水ますの縁塊等の破損を修繕する工事
	水路及び道路側溝等修繕工事	水路及び道路側溝等の破損した箇所を修繕する工事
	人孔上部整備工事	マンホール周りの段差の修復やマンホール蓋等のガタツキを解消する工事
	その他	その他小規模な緊急対応の必要な工事

別表 2（第 7 条関係）

ブ ロ ッ ク	管 轄 区 域
A	きた下水道管路管理センター管轄区域
B	みなみ下水道管路管理センター管轄区域

下水道取付管等緊急修繕工事業者登録申請書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

(届出者)

所在地

会社名

(TEL)

代表者名

下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱第6条第1項第1号の規定に基づき登録を申請します。

下水道取付管等緊急修繕工事業者緊急連絡表

(あて先)
京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

(届出者)
所 在 地
会 社 名
(TEL)
代表者名

下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱第6条第1項第2号の規定に基づき、
緊急連絡先を届け出ます。

緊 急 連 絡 先

(第一連絡者)

氏 名		(フリガナ)
職 名		
自 宅 住 所		
自宅電話番号		
携帯電話番号		

(第二連絡者)

氏 名		(フリガナ)
職 名		
自 宅 住 所		
自宅電話番号		
携帯電話番号		

(第三連絡者)

氏 名		(フリガナ)
職 名		
自 宅 住 所		
自宅電話番号		
携帯電話番号		

下水道取付管等工事施工実績

（あて先）

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

（届出者）

所 在 地

会 社 名

（TEL

代表者名

下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱第3条第1項第3号及び第6条第1項第3号の規定に基づき、2箇年の施工実績を別紙のとおり届け出ます。

様式3の別紙 下水道取付管等工事施工実績表（ 枚中の ）

（会社名： ）

番号	工事請書 年月日	契約番号	工 事 名	工 事 場 所	請負金額（円）

- 備考 1 2箇年（登録申請提出年度の前年度及び前々年度の過去2箇年）に施工した20件以上の工事を記載すること。
- 2 該当する工事は、本市と契約し、施工した取付管新設工事、取付管布設替工事、取付管修繕工事、雨水ます新設工事、及び小規模工事とし、工事名欄は、該当する工事名を記載すること。
- 3 契約番号は、工事請書の契約番号を記載すること。
- 4 請負金額は、消費税等を含む金額とする。